

埼玉県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和3年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		2.2E-2	1.5E+0	7.4E+1	75.5
64	エトフェンプロックス	9.6E+1	1.7E+1	9.2E+1	6.6E+1	271.0
117	テブコナゾール				9.3E+0	9.3
139	トラロメトリン			1.5E+1	6.0E+0	20.9
140	フェンプロパトリン			1.1E+1		11.4
153	テトラメトリン	8.7E+2	2.1E+1	9.0E+2	3.0E-1	1,786.7
181	ジクロロベンゼン	1.9E+3	4.9E+2			2,370.1
225	トリクロルホン		1.7E+1			17.2
251	フェニトロチオン		3.4E+2	1.4E+1		350.7
252	フェンチオン	2.1E+1	1.4E+2	2.1E+1		177.3
256	デカン酸				7.3E+0	7.3
350	ペルメトリン	1.9E+2	9.9E+1	1.2E+2	1.7E+2	584.6
405	ほう素化合物		2.7E-1	2.2E+2	6.1E+0	223.6
427	カルバリル			7.2E+2		716.3
428	フェノプカルブ			7.3E+1	4.4E+2	512.1
457	ジクロルボス	3.7E+2	1.5E+3			1,887.0
合 計		3.4E+3	2.6E+3	2.2E+3	7.8E+2	9021.0

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等